

答弁書第二十号

内閣参甲第二〇号

昭和二十三年二月六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出中古衣類の査定額決定後に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年二月六日
六日

参議院議員小川友三君提出中古衣類の査定額決定後に関する質問に対する答弁書

中古衣類千差万別であるため、その価格については是非とも價格査定を行ふ必要がある。

なお都道府縣價格査定委員会において査定を行うにあつては若干の経費を要するので、これを賄うに必要な限度のものを都道府縣價格査定委員会規定の定めるところに従つて、手数料として徴収している次第であり、勿論収益は全然見ていない。